

令和8年産「雪若丸」生産組織募集要項

1 募集期間と提出先

- (1) 募集期間：令和7年8月8日(金)から令和7年9月12日(金)まで
- (2) 提出先：山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進地域本部事務局
(各総合支庁産業経済部各農業技術普及課)

2 生産組織の要件

- (1) 山形県内のJA等の水稻部会、「雪若丸」を生産する3戸以上の農業者で構成する組織、農事組合法人または農事組合法人以外の農地所有適格法人（以下「生産組織」）で、定款または規約を有していること。
- (2) 生産組織の水稻作付面積が10ha以上であること。
- (3) 生産組織の構成員全てが、県農業再生協議会及び地域農業再生協議会が提示する「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産に協力していることを基本とする。
- (4) 「雪若丸」の具体的な販売計画を有すること。
- (5) 「雪若丸」の種子の再譲渡や自家採種は行わないこと。
- (6) 「雪若丸」ブランド戦略の推進に協力すること。

3 栽培要件

- (1) 栽培マニュアルに基づいた栽培を行うこと。
- (2) 生産戦略に掲げるガイドラインに基づく生産方式を生産組織が設定し、責任を持って栽培管理を行うこと。

4 申請方法

生産組織の代表者は、「雪若丸」生産組織登録実施要綱に基づき、「雪若丸」生産組織登録申請書を作成し、募集期間内に上記提出先に提出してください。「雪若丸」生産組織登録申請書様式は「つや姫」「雪若丸」ホームページ (<https://www.tuyahime.jp>) からダウンロードできます。また、各総合支庁産業経済部各農業技術普及課で配布しています。

5 審査、結果通知及び登録

申請内容は、山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進地域本部が内容を確認し、山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部長が登録を行い、登録された生産組織には登録証を交付します。

6 その他

登録にあたって、作付面積が申請時の希望面積に満たない場合があります。

【お問い合わせ先】山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進地域本部事務局			
◎村山総合支庁	農業技術普及課	山形市鉄砲町2-19-68	TEL 023-621-8277
◎ "	西村山農業技術普及課	寒河江市大字西根字石川西355	TEL 0237-86-8301
◎ "	北村山農業技術普及課	村山市楯岡笛田4-5-1	TEL 0237-47-8638
◎最上総合支庁	農業技術普及課	新庄市金沢字大道上2034	TEL 0233-29-1327
◎置賜総合支庁	農業技術普及課	高畠町大字福沢160	TEL 0238-57-3411
◎ "	西置賜農業技術普及課	長井市高野町2-3-1	TEL 0238-88-8212
◎庄内総合支庁	農業技術普及課	鶴岡市藤島字山ノ前51	TEL 0235-64-2103
◎ "	酒田農業技術普及課	酒田市若浜町1-40	TEL 0234-22-6521